

市道・公共物占用及び自営工事確認事項

- 1 占用・自営工事の手続き
- 2 路面復旧範囲基準
- 3 舗装構成
- 4 仮復旧・本復旧標準断面図

資料 ・市道主要幹線道路舗装構成
・小諸市主要幹線道路位置図
・申請時チェックリスト・完了時チェックリスト

1 占用・自営工事の手続き

▼流れ

自 主 復 旧	
仮・本復旧同時	仮⇒本復旧
事前協議	事前協議
各許可申請書	各許可申請書
許可	許可
交通制限申請	交通制限申請
交通制限許可	交通制限許可
着手	着手仮復旧
仮復旧・本復旧	完了届（仮復旧）
完了届	検査
検査	6ヶ月の自然転圧後 1年以内に本復旧
	完了届（本復旧）
	検査

歩道または、掘削延長が縦断方向に 5m 未満の場合は、仮復旧の際同時に本復旧の施工を行うことを認める。

▼留意事項

- * 申請から許可までの期間短縮のために、事前協議をすること。
(協議事項、協議日及び対応職員名を申請図書に記載すること。)
- * 申請は原則として14日前までに行うものとする。
- * 工事の実施に先立ち、地元住民に説明及び周知し、苦情等の発生を未然に防止するよう努めること。
- * 工事着手から本復旧工事完了までの期間は、占有者自らが路面沈下等の障害の有無を定期的に調査し、交通に障害がある場合は、直ちに補修を行うこと。
- * 外側線等の区画線は、舗装工事終了後直ちに占有者が引くものとする。
- * 道路改良工事等の際に、占有物件（マンホール等）の調整が生じる場合は、占有者が調整を行うものとする。
- * 着手届は不要とするが、工事完了時に道路占有工事完了届を提出すること。
完了届には工程ごと及び既設舗装構成の寸法を計測した写真を添付すること。
- * 完了検査は、完了届提出後14日以内に現地もしくは書面上で行う。
- * 占有許可を既に受けており、工事期間のみ変更があった場合は届出で可とする。
ただし、交通制限許可申請とは異なるので注意すること。
- * 占有工事の内容に変更がある場合は、変更申請を提出すること。
- * 占有工事（舗装路面）に係る瑕疵により補修の必要等が生じた場合は占有者が補修することとする。
- * 瑕疵担保責任の存続期間は、完了届受理の日から2年とする。ただし、申請者（施工業者）の故意又は重大な過失により生じた瑕疵については10年とする。
- * 占有物件が原因による舗装の補修は占有者が行うこととする。

▼道路の掘り返し規制について（H17.9.1 摘要） 道路交通の障害及び道路の損傷を最小限に留めるため、掘り返し規制を実施しています。

- | | |
|------------|-----------------|
| ・ アスファルト舗装 | 5 年 |
| ・ コンクリート舗装 | 7 年 |
| ・ 歩道 | 3 年（舗装の種別は問わない） |

◎ 掘り返し規制の対象外となる場合

- ・ 災害防止、災害復旧、占有物件の事故復旧等、緊急工事及び交通安全上必要と認められるもの。
- ・ 個人の引き込み管、出入口工事等計画外工事でやむを得ないと判断されるもの。
- ・ 路上工事の縮減に寄与する推進事業、共同溝工事等で交通上特に支障のないもの。
- ・ 電気通信事業による光ファイバーケーブル敷設工事で、IT 基本法等の趣旨に照らし該当工事の緊急性が高く、交通上特に支障のないもの。
- ・ その他、市長が特にやむを得ないと判断したもの。

2 路面復旧範囲基準

ここでは以下の通り定義する。

一車線道路・・・幅員 5.5m未満

二車線道路・・・幅員 5.5m以上

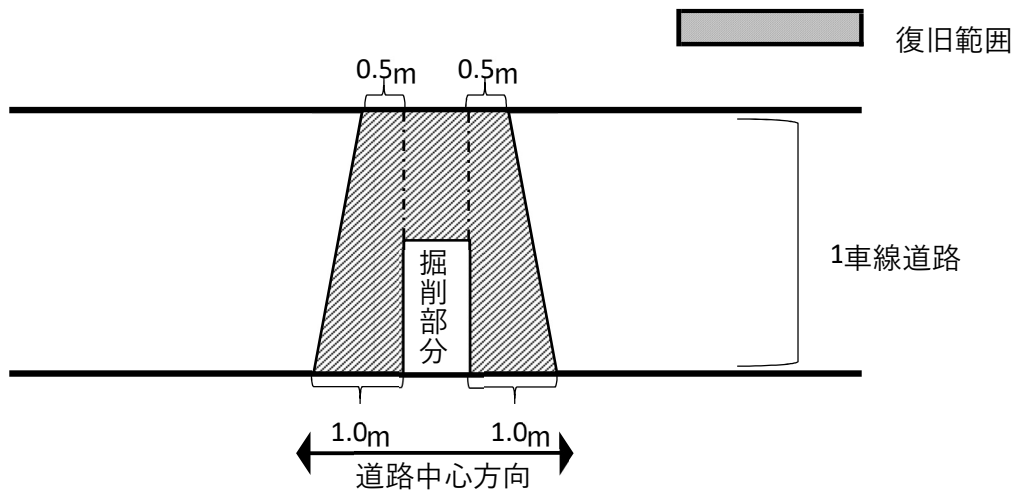
※幅員は道路絶縁間とし、側溝等は含めない。

※区画線・グリーンベルト・路面標識等は、工事着手前と同等の規格にて原形復旧すること。

A 直角横断方向に掘削する場合

A① 一車線道路

全幅分の範囲を下図のように台形になるよう復旧する。

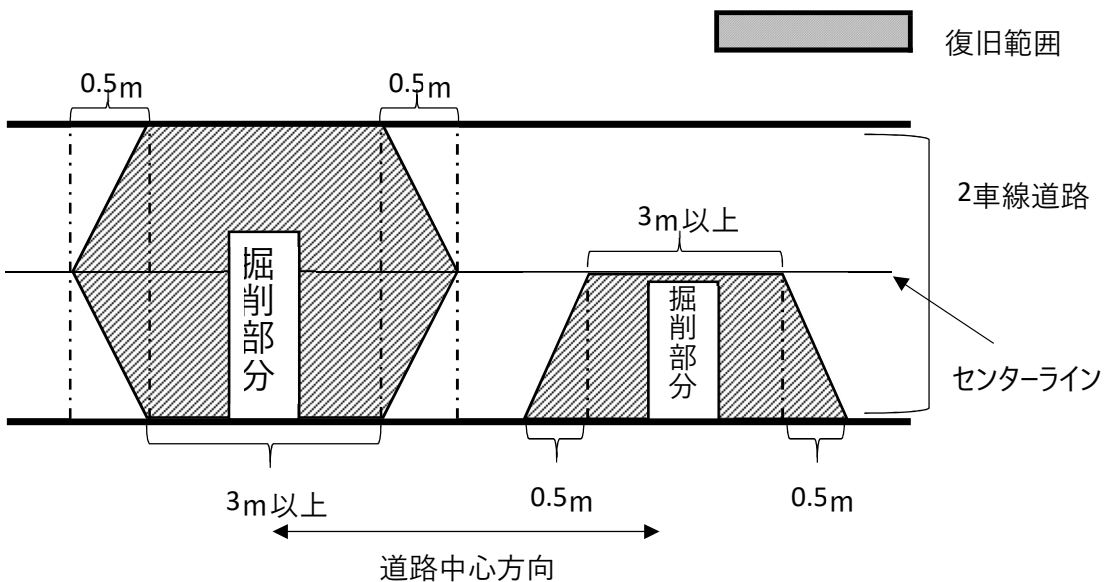


A② 二車線道路

下図のように台形で上底が 3m 以上になるように復旧をすること。

なお、道路中心を超えて掘削する場合は全幅復旧とする。

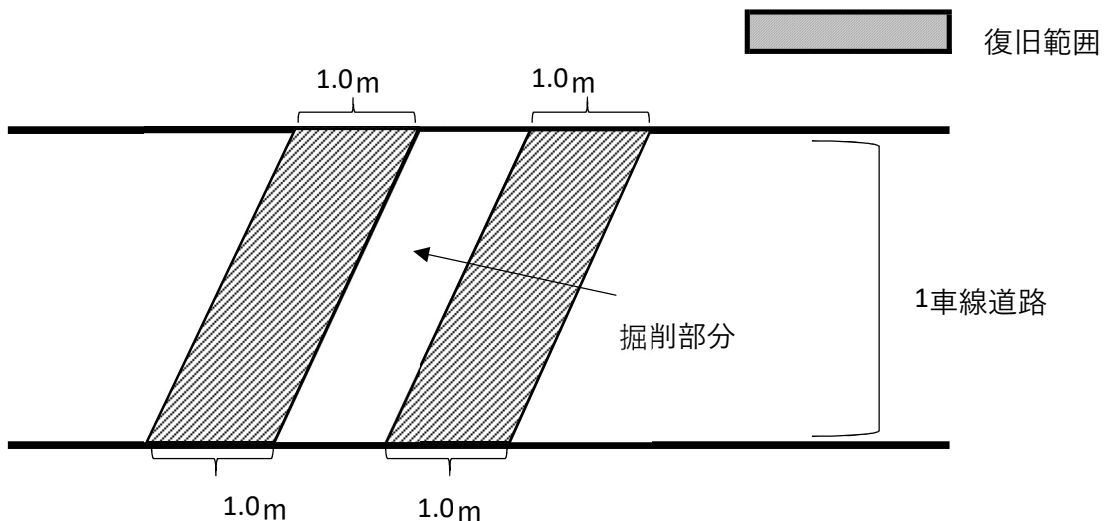
掘削が道路中心に達しない場合は、半幅復旧とする。



B 斜め横断方向に掘削する場合

B① 一車線道路

掘削部分から下図のようにそれぞれ 1.0m を影響とし、復旧する。

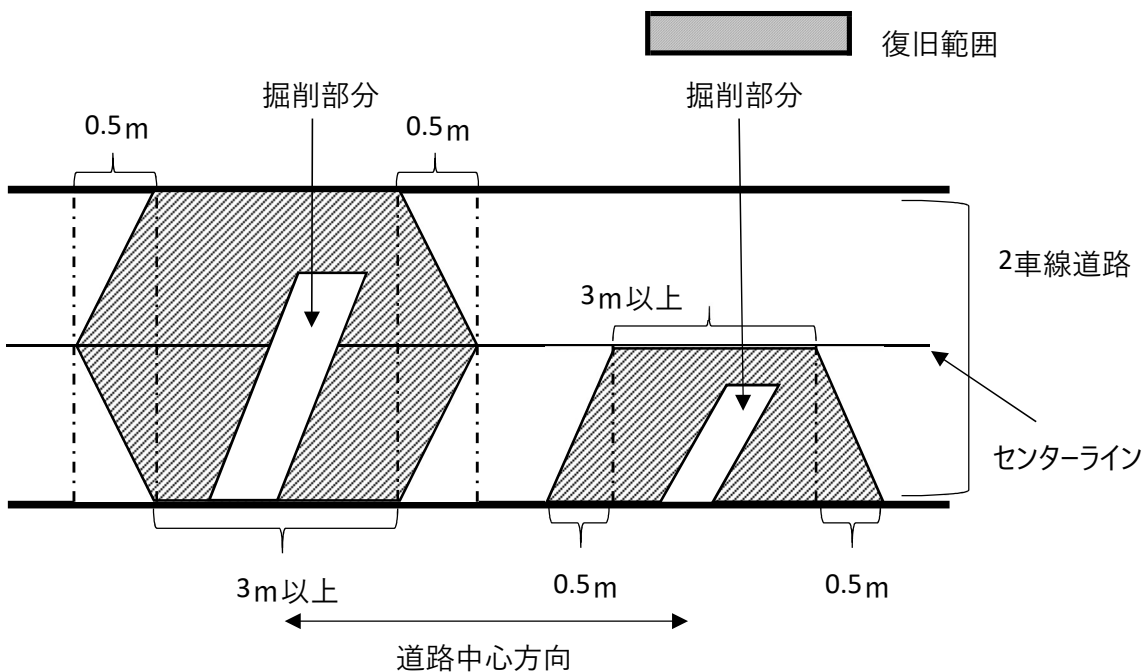


B② 二車線道路

下図のように台形で上底が 3m 以上になるように復旧をすること。

なお、道路中心を超えて掘削する場合は全幅復旧とする。

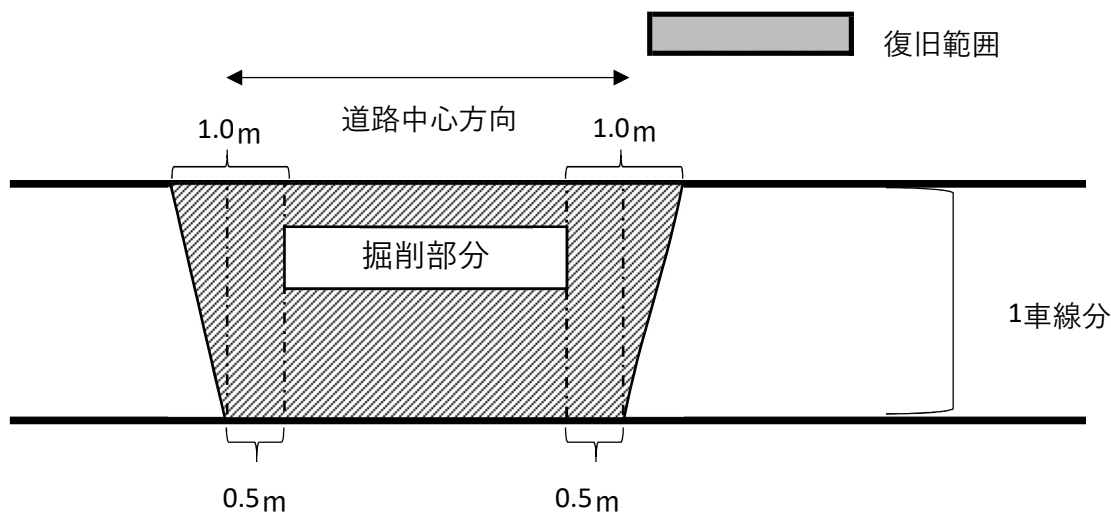
掘削が道路中心に達しない場合は、半幅復旧とする。



C 縦断方向に掘削する場合

C① 一車線道路

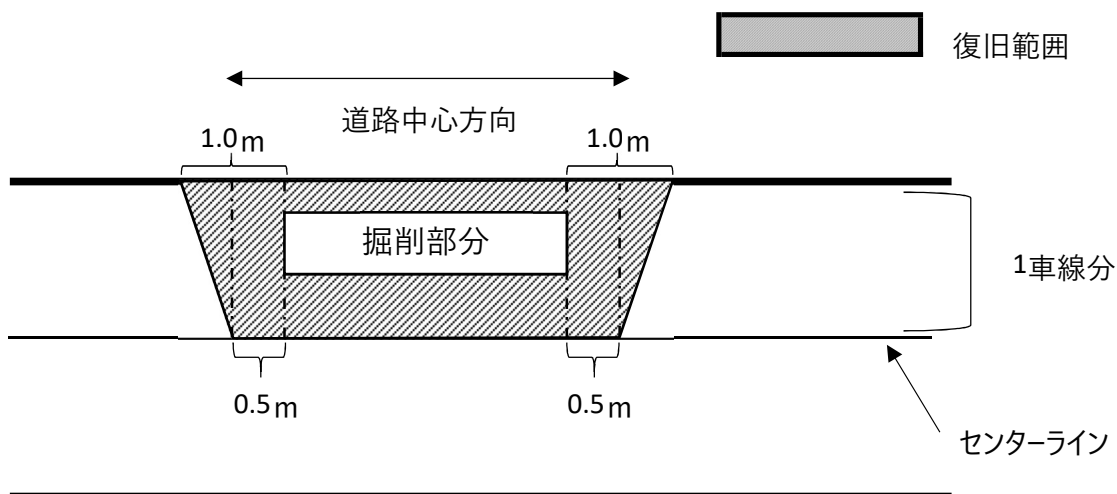
縦断方向に 0.5m を確保して下図のように台形で全幅復旧する。



C② 二車線道路

縦断方向に 0.5m を確保して下図のように台形で車線単位ごとに復旧する。

ただし、2 車線道路中心の中央部分を掘削する場合は 2 車線とも全幅復旧する。



C③ 給水管取り出し工事で掘削延長 30m 以上

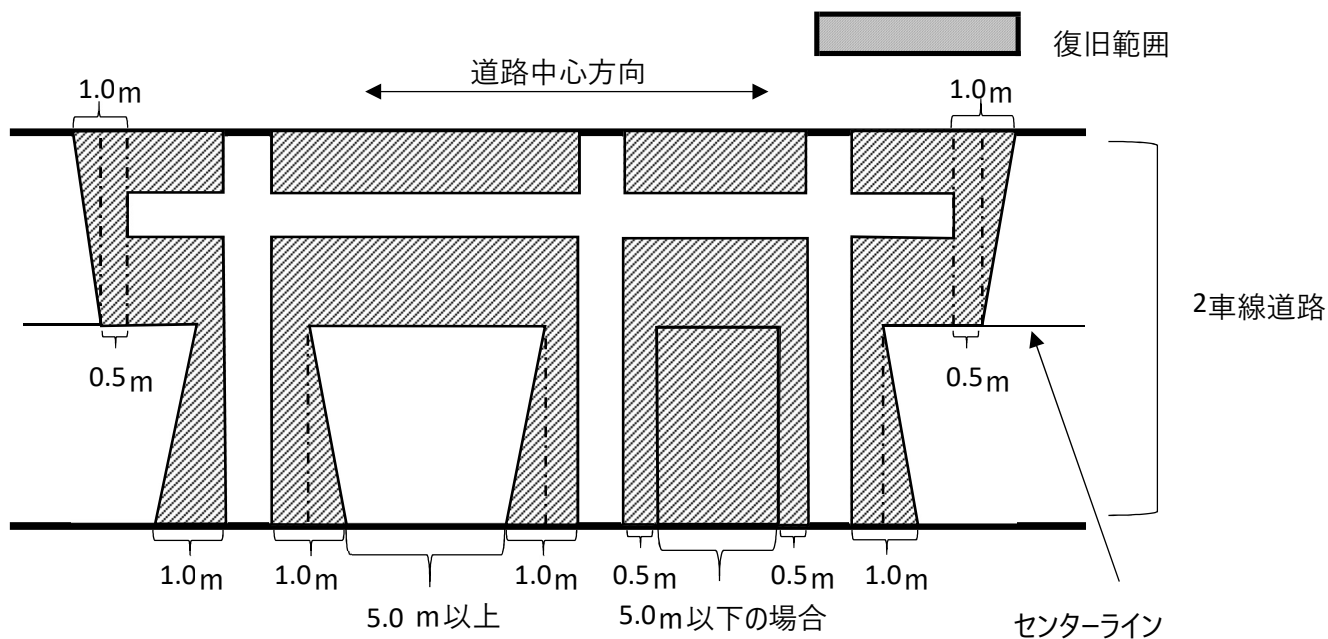
事前協議により、C①②を適用せずに最小限の復旧範囲で認める。

ただし、最小でも掘削部分から 30 c m は復旧すること。

D 縦断・横断両方を含む場合

下図のように復旧する。ただし、掘削幅に影響幅を加えた間隔が 5.0m 以下 になれば、その間隔も復旧することとする。

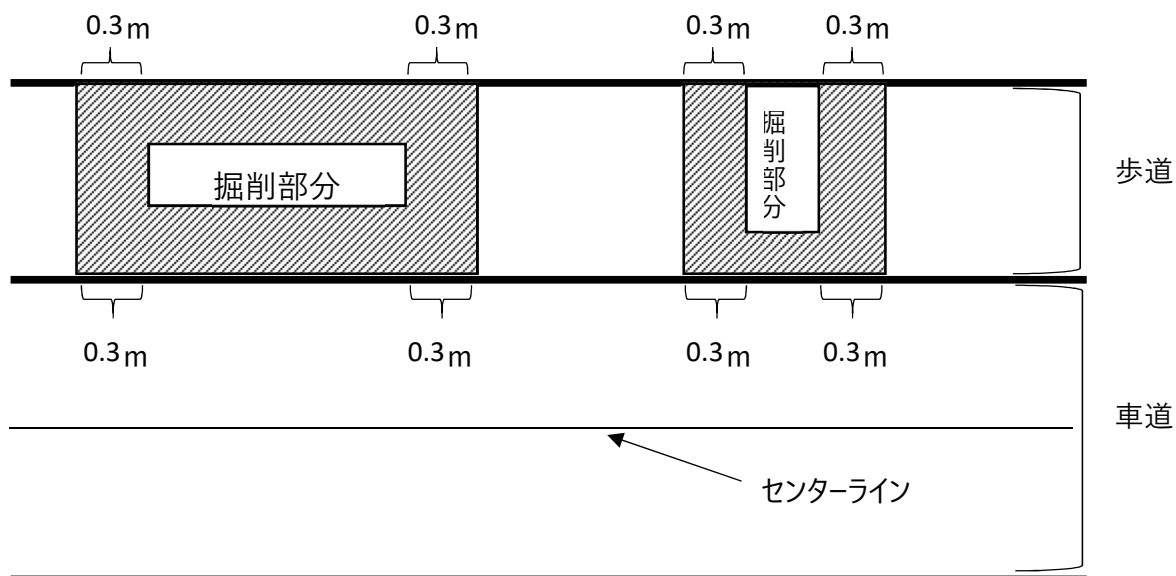
※一車線道路もこれに準ずる



E 交差点部

一車線道路、二車線道路に関わらず、掘削範囲が交差点内にかかる場合、復旧範囲については原則として交差点内全面復旧とし、詳細は協議の上決定する。

F 歩道部



3 舗装構成 (H16.7.1 適用)

◎**車道舗装構成**主要幹線道路（1 級及び 2 級路線）で既設舗装構成が明白な場合は、その舗装構成とし、明白でない場合は、掘削後既設舗装構成とする。コンクリート舗装の復旧は 1 5 c m 以上とする。

砂利舗装の復旧は 2 0 c m 以上とする。

インターロッキング舗装、カラー舗装等の特殊舗装の復旧は既存と同一構成とする。

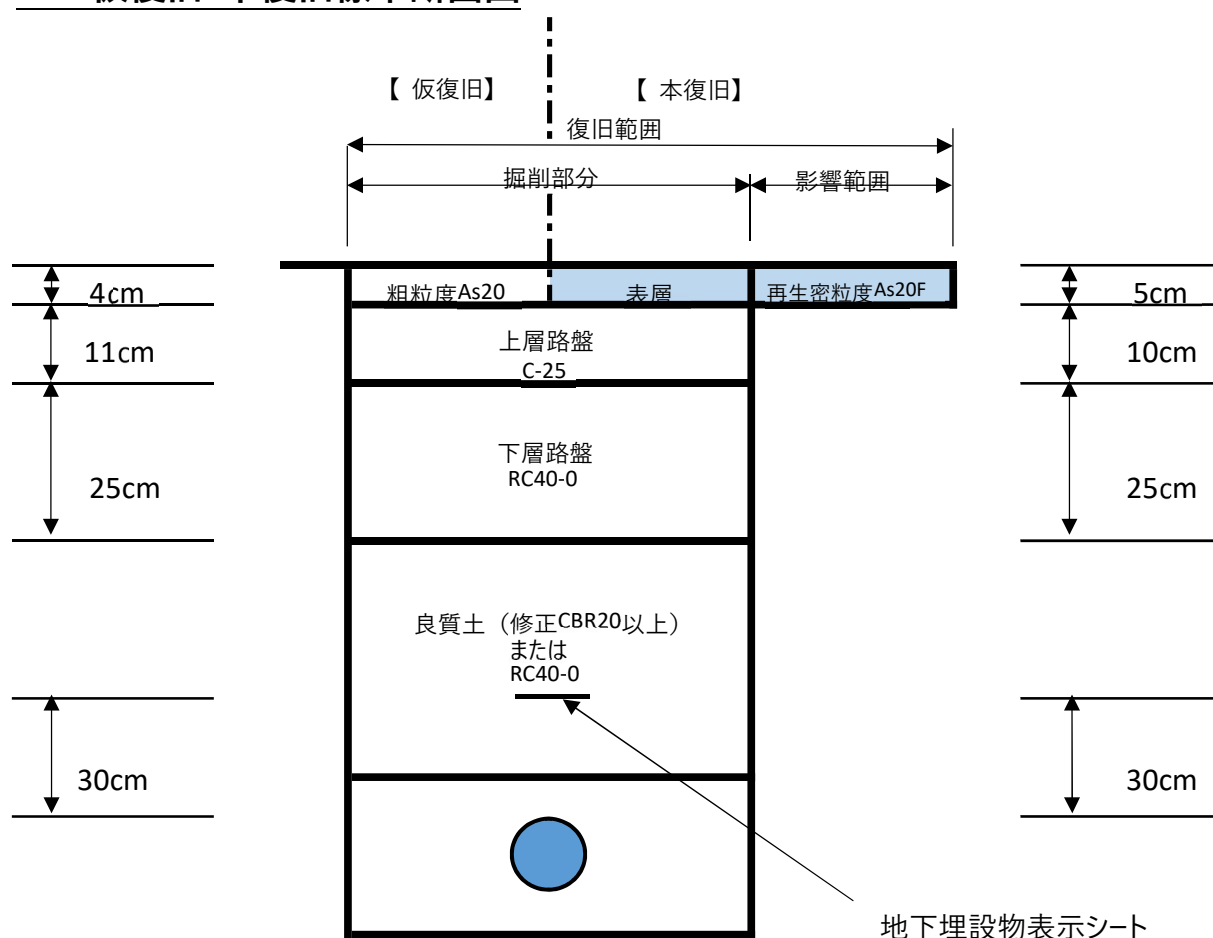
表層工	再生密粒度 As-20F	t=5cm
上層路盤工	クラッシャーラン 25 mm	t=10cm
下層路盤工	再生クラッシャーラン 40 mm以下	t=25cm

◎歩道舗装構成

※車輛乗入部は車道と同様の構成とする。

表層工	再生細粒度 As-13	t=3cm
路盤工	再生クラッシャーラン 40 mm以下	t=10cm
凍上抑制層	再生クラッシャーラン 40 mm以下	t=15cm

4 仮復旧・本復旧標準断面図



▼仮復旧での留意事項

※ 仮復旧工事は、速やかに実施すること。

仮復旧時の掘削部分については、再生クラッシャーラン（40 mm以下）で埋設して施工すること。

ただし、主要幹線道路（1級または2級路線）については、道路管理者が指定する路盤構成で施工すること。

（上記の路盤構成で問題がある場合、道路管理者と協議し路盤構成を決定していくこととする。）

※ 仮復旧時の表層の厚みは4 c m以上とすること。

▼本復旧工事での留意事項

※ 仮復旧工事終了後6ヶ月の自然転圧期間を置いた後、1年以内に実施すること。

※ 仮復旧と本復旧の施工業者が異なる場合は、申請図書に本復旧を行う施工業者名を記載すること。本復旧を施工する事業者が決定していないなど施工業者名を記載することができない場合は、本復旧を行う事業名（上水道、下水道、都市ガスなど）を記載すること。

※ 本復旧工事完了後、1ヶ月以内に完了届を提出すること。

（完了届には工程毎の鮮明な写真を添付し、施工前後を分かり易く作成すること）

※ 小諸市ホームページ記載の竣工検査関係書類「竣工時提出物一覧（建設課、下水道課、都市計画課）R5.4」、及び「小諸市土木工事特記仕様書」が求める各種管理を行い、その資料を提出すること。

市道主要幹線道路等舗装構成

① 市道 0 1 1 4 号線（グリーンロード）

（車道部）

表層工（密粒度 As 2 0 F）	5 cm
基層工（粗粒度 As 2 0）	5 cm
上層路盤工 （粒調碎石 4 0 mm以下）	18cm
下層路盤工 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	19cm
置換層 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	70cm

（歩道部）

表層工（粗粒度 As 1 3）	3cm
路盤工（クラッシャーラン 4 0 mm以下）	10cm
凍上抑制層 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	15cm

※歩道部については市内共通である。

※車両乗入部は車道と同様の構成とする。

② 市道 0 1 2 5 号線（深沢工業団地進入路）

（車道部）

表層工（密粒度 As 2 0 F）	5 cm
上層路盤工 （粒調碎石 4 0 mm以下）	12cm
下層路盤工 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	30cm

③ 市道 0 1 3 5 号線（インターアクセス道路）

（車道部）

表層工（密粒度 As 2 0 F）	5 cm
基層工（粗粒度 As 2 0）	5 cm
路盤工 （粒調碎石 4 0 mm以下）	12cm
凍上抑制層 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	28cm

④ 市道 0 1 3 6、0 1 4 1 号線（千曲ビューライン）

（車道部）

表層工（密粒度 As 2 0 F）	5cm
基層工（粗粒度 AS 2 0）	5cm
上層路盤工 （粒調碎石 4 0 mm以下）	25cm
下層路盤工 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	30cm

⑤ 市道 0 1 4 6 号線（旧国道 1 4 1 号）

（車道部）

表層工（密粒度 As 2 0 F）	5 cm
基層工（粗粒度 As 2 0）	10cm
上層路盤工（瀝青安定処理）	10cm
下層路盤工 （粒調碎石 4 0 mm以下）	15cm
碎石埋戻工 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	15cm

⑥ 市道 4 0 8 6、0 2 1 6 号線（和田工業団地内）

（車道部）

表層工（密粒度 As 2 0 F）	5cm
基層工（粗粒度 AS 2 0）	5cm
上層路盤工 （粒調碎石 4 0 mm以下）	25cm
下層路盤工 （クラッシャーラン 4 0 mm以下）	25cm

小諸市主要幹線道路位置図



市道占用・公共物・河川・掘削許可申請書等チェックリスト

提出者名

1. ☐ 事前協議：実施日、担当者名が記載されているか。
2. ☐ 占用場所：公図の地番を記入しているか。（住居表示ではないこと。）
例：相生町三丁目 1100番地先
3. ☐ 添付書類：案内図・公図の写し・実測平面図・縦断面図、横断面図・構造図・同意書・現場写真すべて揃っているか。
4. ☐ 案内図：占用場所が特定できるか。
5. ☐ 公図の写し：占用物の位置が特定できるか。
6. ☐ // 正しい縮尺が記載されているか。
7. ☐ 実測平面図：官民界、道路幅員、掘削範囲図及び寸法、占用物の名称、規格、数量、占用延長が記入してあるか。
8. ☐ // 舗装復旧展開図及び寸法の記入があるか。
9. ☐ // 上水道、下水道等同時施工の場合、舗装復旧はどちらで行うか明記してあるか。
10. ☐ 縦断面図：占用延長、占用物の記入があるか。
なお、簡易的なものは標準断面図で表すことができる。
11. ☐ // 延長が長い場合は、ベンチマーク・測点の記入があるか
12. ☐ 横断面図：道路幅員、占用延長、掘削深、占用物の記入があるか。
13. ☐ // 側溝・パイプ類等の占用物がある場合は離隔の記入があるか。
なお、簡易的なものは標準断面図で表すことができる。
14. ☐ 標準断面図：舗装復旧で舗装構成、使用材料、埋戻し厚、保護材厚埋設表示シート、明示テープが記入してあるか。
15. ☐ // 掘削深（H）、掘削幅（W）が記入してあるか。
16. ☐ // 仮復旧を行わない場合は仮復旧図は不要。
17. ☐ 全体的：上水道、下水道等同時施工の場合、本申請以外の数値に棒線で消してあるか。
18. ☐ 現場写真：占用区間、占用物の名称、規格、数量が記入してあるか。
19. ☐ 舗装復旧：本復旧が後日の場合、実施時期が明記してあるか。
この場合、後日、掘削申請及び交通制限許可が別途必要。

占用工事完了届等施工写真チェックリスト（地下埋設占用の場合）

提出者

1. ☐ 着工前、竣工の写真は同一方向で対比できるように撮影されているか。
2. ☐ 掘削後、既設路盤構成をスタッフ、リボンテープ等を使用し、撮影されているか。
3. ☐ 既存舗装構成調査票が添付されているか。
4. ☐ 掘削深 $H = 1.5\text{m}$ を超える場合は、土留め等対策がなされているか。
5. ☐ 黒板等を使い工事工程毎に作業内容、作業状況、仕上がり検寸法使用材料を明示しているか。

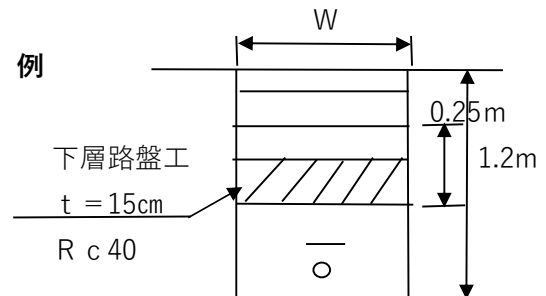
例 表層工：転圧状況：検測

上層路盤工：転圧状況：検測

下層路盤工1層目：転圧状況：検測

下層路盤工2層目：転圧状況：検測

など



6. ☐ 埋設表示シート等は高さが分かるよう明確に撮影できているか。
7. ☐ 側溝、配水管等の構造物が既存する場合は、離隔が分かるよう撮影できているか。
8. ☐ 路体（舗装路盤底面から1.0m以下）の埋戻しの転圧厚さは30cm以下。
9. ☐ 路床（舗装路盤底面から1.0m以上）の埋戻しの転圧厚さは20cm以下。
10. ☐ 下層路盤工の $t = 25\text{cm}$ は2層仕上げとなっているか。
11. ☐ 表層工のプライムコートは全面に必要量が散布されているか。
12. ☐ 舗装復旧舗装後の出来形検測は、リボンテープ等を使用し、明確に撮影できているか。
13. ☐ 既存の外側線等の付属物の復旧は、既設材料と同等品以上でできているか。
14. ☐ 占用延長が50m以上の場合は測点を定め、50m毎に工事工程ごとの撮影ができているか。
15. ☐ 出来形図が添付されているか。